

奈良暦師吉川家文書の陰陽道祭祀史料

梅田千尋

Historical Materials on Omnyōdō Rituals in the Nara Koyomishi Yoshikawa Family Documents

UMEDA Chihiro

はじめに

①吉川家の陰陽道実践と陰陽道祭

②「陰陽道」祭文・祭祀史料の伝来

結語

【論文要旨】

近年、近世の陰陽師・陰陽道組織研究が進展してきた一方、陰陽道実践に関する研究は取り残されてきた。陰陽道祭祀に関する研究は、陰陽道の成立期もしくは最盛期とされる平安後期に集中してきた。また、中世以降の陰陽道祭を取り上げた研究でも朝廷・幕府の陰陽道祭祀や室町期における公武祈禱を中心論じており、地域の陰陽師が残した祭祀史料を分析した研究はほとんどない。本稿では国立歴史民俗博物館所蔵奈良暦師吉川家文書の祭祀関連史料に着目することで近世奈良地域における陰陽道祭祀の実態解明を試みる。

吉川家文書は、南都暦の頒暦史料とともに、陰陽師としての日常活動や祭祀に関する史料を残す。うち、陰陽道祭祀に関わる祭文・祭祀次第・呪符史料は祭神・祈願内容ともに多岐に亘り、しかも実際に近世奈良地域で用いられた可能性が高い。これら祭文・祭祀、呪法史料について、本稿では祭祀種別ごとの分類を試み、朝廷周辺での祭祀（土御門家周辺の祭祀形態）との異同について検討した。吉川家文書に伝わった

陰陽道祭祀には、朝廷周辺の土御門系祭祀と同一もしくは類似する陰陽道祭もあり、なかには、土御門家からの伝来経緯が判明する史料も存在する。こうした土御門家伝来文書は、朝廷祭祀への参加を証明し、陰陽師集団内での権威や正当性を主張する機能をもつものであった。一方、土御門家からの単純な受容ではなく、南都陰陽師の主体的な取捨選択による改変・読み替えがみられる祭祀文書も多数を占める。そのなかには中世神話的神楽／祭文や、偽経・道教教典の影響が見られるものや、九将神祭のように陰陽五行説・易を原理としつつ独自性をもつものもあった。つまり、土御門家から伝授された祭文が南都陰陽師の祭祀体系に果たした影響は限定的であったと考えられる。また、土御門系の祭祀とは祭祀名や祭神・祭祀文などが異なる独自の祭祀の存在も確認され、陰陽道祭祀の地域差も浮かび上がってきた。

【キーワード】 陰陽道、祭文、陰陽道祭、吉川家文書、奈良

はじめに

国立歴史民俗博物館所蔵「奈良暦師吉川家旧蔵史料」（以下吉川家文書、なお吉川家文書については史料番号のみを記す）には、南都暦の頒暦に関する文書だけでなく、陰陽師としての日常活動や祭祀に関わる史料も含まれる。奈良暦師にとって、頒暦と陰陽道祭祀は切り離せない表裏一体の存在であった。近世の陰陽道祭祀については、これまで朝廷周辺のごく限られた事例しか知られず、吉川家文書の祭祀関連史料は、希有な存在である。

陰陽道の祭祀体系に関する研究は、主に平安期の祭祀の形成・定着過程を対象に進められてきた。陰陽道祭の多くは、撰閏期前後に密教祭祀との競合のなかで創出され、泰山府君祭・三万六千神祭など、目的・祭神毎に分化していった^①。これらの研究は、平安後期を陰陽道の完成期もしくは最盛期とみなして展開してきたが、近年、鎌倉期の陰陽道祭祀に着目した一連の研究や、鎌倉での武家祭祀を取り上げた研究、室町期における公武祈禱としての天曹地府祭について論じた研究により、中世以降の陰陽道祭についても明らかになりつつある^②。実際に陰陽道祭の内実を伝える史料は、室町期以降に集中することを鑑みれば、むしろ陰陽道祭祀は、中世の宗教文化の文脈で読み解かれるべきものかもしれない。

一方、近世史においては、陰陽道というよりは「陰陽師」に注目が集まり、かれらの存在形態や陰陽道組織を中心に研究が進められてきた。陰陽師の「職分」を論じる場合も、他宗教者との比較や業務範囲、業態の多様性を論点とする事が多く、具体的内実には踏み込んだ研究は少ない。

近世の陰陽道祭祀については、遠藤克己の先駆的な研究があるが、概ね史料紹介にとどまり、祭祀内容の分析を欠く^③。また使用史料も、宮内庁書陵部土御門家文書が大半を占め、あくまで朝廷の陰陽道を主眼に据

えたものである。尤も、平安期から江戸時代に至るまで、陰陽道祭祀研究といえは朝廷周辺の事例のみが取り上げられ、地域の陰陽師が残した祭祀史料は、存在すら想定されなかった。奈良の陰陽師である吉川家の事例は、公家社会周辺の近世陰陽道の特性を相対的にとらえるためにも、有効であろう。また、祭祀史料を手がかりに陰陽道祭祀の伝播過程を追跡することもできよう。

吉川家文書の陰陽道体系を明らかにするうえで踏まえるべき先行研究としては、暦占書などの写本類について論じた小田真裕の論考がある^④。そこでは、宝暦〜明和年間の当主吉川辰房とその後寛政期に活躍した辰直による写本作成・蒐書の解明を通して、世代ごとの蒐集の方向性の差異を明らかにするとともに、両者に通底する陰陽師・暦師としての職分意識が見出された。また「吉川家文書には他の南都暦師による著述や写本も含まれており、南都暦師同士で職分に関する知識や情報の共有が行われていた」ことも指摘されている。また、拙稿でも吉川家文書にみる陰陽道・暦占知識と、陰陽道組織を介した知識の流布との関係を論じてきた^⑤。本稿では、こうした成果を踏まえつつ、南都陰陽師の祭文・祭祀、呪法の特質を分析し、土御門家に代表される京都の朝廷周辺の祭祀形態との異同について検討する。

なお、中近世の朝廷周辺で行われた陰陽道祭の実態と特質については京都府立京都学・歴史館所蔵若杉家文書（以下若杉家文書）および宮内庁書陵部図書寮土御門本（以下土御門家文書）を参照する。

① 吉川家の陰陽道実践と陰陽道祭

吉川家文書にみられる陰陽師の日常活動は、廻旦先への暦の頒布／家や個人別に暦の吉凶解釈を示す年卦の作成／年中行事として恒例化した配札・祓・祭祀（恒例行事）、病氣・怪異・普請・婚姻など問題や課題

表1 吉川家文書分類

	点数	分類
H-679-1	166	南都暦
H-679-2	142	写本暦
H-679-3	1	三嶋暦
H-679-4	1	伊勢暦
H-679-5	4	具注暦
H-679-6	55	近代暦
H-679-7	187	暦・陰陽道関係文書
H-679-8	154	陰陽道祭文等
H-679-9	91	漢籍類

801

追加

H-679-10	17	近世暦
H-679-11	24	近代暦
H-679-12	32	陰陽道祭文等
H-679-13	14	暦・陰陽道関係文書
H-679-14	13	陰陽道関係道具類
H-679-15	32	近代帳簿類
H-679-16	17	吉川家葬祭・婚姻関係記録
H-679-17	17	典籍類

166

が発生した際、原因や対処法を決定する占／占の結果行われる祭祀・呪符による対処という業務サイクルからなる。

吉川家文書八〇一点及び追加一六六(件)の現行の分類は、【表1】の通りである。吉川家の場合、暦師という職務上、頒曆関係業務が多くを占める。一方、「八」・「二二」の項目に区分される史料が、陰陽道祭祀・呪法など、陰陽道の実践的内容に関わるものである。ここからさらに陰陽道祭祀において祭壇前で祭神に読み上げる祭文、祭祀の手順などを記した次第書、呪符などを祭祀史料五八点を抽出し、祭祀の種別毎に整理・分類を試みたものが【表2】である。⁶⁾ここでは主に表題と祭神名によって祭祀を分類した。祭文の内容は、祭神名・願主・祈願内容から構成される。⁷⁾吉川家文書の祭文は「泰山府君」「天曹地府」「九将神」「地鎮宅鎮」「土公祭」「荒神」「靈符」という祭祀種別に分類できる。

一方、「諸祭」としたものは、所謂「陰陽道」の祭神とは断定できない、様々な信仰に関わる史料であり、祭文と宣命体の祝詞が混在するなど神道色の強いものもみられる。吉川家文書には一般に流布する「中臣

祓」(八・一〇四など)や祝詞の他、神祇・神道祭祀に関わる書籍や神道書も多く含まれており、今後改めて両者の区分・関係について論じる必要もある。なお、陰陽道祭祀に祝詞や神宝などの神道の要素が含まれる場合、祭神に五方の諸神が挙げられているものを陰陽道祭に数えだが、神道か陰陽道か分類は難しく、あくまで暫定的な分類とする。これは土御門文書・若杉家文書に比べ、吉川家文書においてより顕著な傾向として指摘できる。また、天正六年(一五七八)写の「仏説天地八陽神咒経」(八・一三八)「妙覚心地祭文」(八・一三九)など、仏教・修験道要素も入っている。

近年大和における神社由緒の創出者として注目される今出河一友の著作も見られ、地域の歴史像形成に、陰陽師・暦師であった吉川家の人々も関心を寄せていたといえるだろう。⁸⁾

【表2】の「祭祀種別」は、原則的に祭文の表題に随って分類した。但し、外題と内題が異なるものや、表題と祭祀内容が一致しない例については、次章で検討する。

先に挙げた祭祀名のうち「天曹地府祭」「泰山府君祭」「宅鎮祭」など、土御門系の陰陽道祭と名称が一致したものについても、祭祀名が同じであれば、同一祭祀といえるのか、祭神・祭祀の構造の異同は何を意味するのか検討の余地はある。本章では、全ての種別について論じることは出来ないが、特徴的な3種の祭祀を取り上げ、それぞれ朝廷周辺の陰陽道祭と比較する。

①「泰山府君祭」

泰山府君祭は安倍晴明が創始し、安倍家の代表的な陰陽道祭として知られ、平安後期以来貴族社会に定着した。吉川家文書には表題に「泰山府君祭」と記す祭文・祭祀史料が、二系統計五点残存する。

一方の系統の「泰山府君祭」(八・一五九)(以下泰山府君祭Aと表記)は、

表2 吉川家文書の祭祀関係文書

祭祀種別	現題	和暦	西暦	差出・作成	分類・特徴
1 泰山	8 62 泰山府君祭 (祭祀供養望斗経)			陰陽生 吉川丹後 縦	「祭祀供養望斗経」B
1 泰山	8 141 泰山府君祭			(吉川筑後辰政カ) 卷子	「泰山府君祭」A
1 泰山	8 143 泰山府君祭	(江戸)	1730	藤村数馬 卷子	「祭祀供養望斗経」B
1 泰山	8 59 泰山府君祭	宝暦12年8月	1762	吉川丹後 縦	「泰山府君祭」A/若杉444
1 泰山	8 82 (泰山符君之祭)	(江戸)		陰陽生 吉川丹後 横	「祭祀供養望斗経」B
1 泰山	8 116 (祭祀供養望斗経)				折本 「祭祀供養望斗経」B
2 天曹	8 7 天曹地府祭之図	安永10年正月吉日	1781	吉川若狭辰直 状	若杉527安永10年正月「天曹地府祭次第」
2 天曹	8 12 大嘗会天曹地府祭御行事			奈良市陰陽町文海堂吉川才藏 状	「御大典を記念する為御参考」
2 天曹	8 28 天地府祭之図	安永10年正月吉日	1781		状
2 天曹	8 74 天曹地府祭法次第	安永10年正月吉日	1782	陰陽師 吉川若狭辰直 縦	
2 天曹	8 84 天曹地府祭次第	(延享3年4月)	1746		横 延享3年4月執行の天曹地府祭
2 天曹	12 30 大嘗会天曹地府祭御行事	(昭和)		奈良市陰陽町 文海堂 吉川才藏 状	
2 天曹	12 31 天曹地府祭之図	安永10年正月		吉川若狭辰直 状	
2 天曹	14 7 大嘗会天曹地府祭拝領品 (菊御紋入)	(元文元年)			
2 天曹	14 8 大嘗会天曹地府祭即位祈禱札	(元文元年)			板
3 九将	8 145 九将神祭	享保10年2月吉日	1725	藤村数馬易政 卷子	
3 九将	8 73 九将神祭	宝暦9乙卯年閏7月吉日	1759	陰陽生 吉川辰房 縦	
3 九将	8 52 九将神祭			陰陽師生 吉川丹後 縦	
4 地鎮宅鎮	8 3 地鎮安宅祭文	宝暦12年3月吉日	1762	陰陽生 吉川丹後辰房 状	若杉444祭文部類「地鎮祭文」と類似
4 地鎮宅鎮	8 31 地鎮安宅祭文				状 地鎮安宅祭文の雛形一部宣命体。8・3と類似箇所在り
4 地鎮宅鎮	8 51 宅鎮祭			陰陽生 吉川辰房 縦	宅鎮祭の祭式次第
4 地鎮宅鎮	8 70 地鎮祭 靈符祭				縦
4 地鎮宅鎮	8 133 鎮宅祭次第				折本 方位神呪符
4 地鎮宅鎮	8 135 鎮宅祭用物	貞享元年4月吉日	1684	藤村主計吉政 卷子	宅鎮祭の用物・配置図。「祭文」「宅舎安寧符図」
4 地鎮宅鎮	8 21 鎮宅神饌次第	(江戸カ)			状
4 地鎮宅鎮	8 124 地鎮祭文	天保13壬寅年	1842	吉川筑後倅福治郎 折本	
4 地鎮宅鎮	8 149 地鎮安宅祭文	安永5年3月朔日	1776	陰陽生吉川若狭辰直 卷子	
5 土公	8 108 土公神祭文	寛永19壬午年7月吉日	1642	陰陽師 吉河 折本	
5 土公	8 120 祓祝大事	(江戸カ)			折本 注連大事、鳥居大事、唯一神道護神身法(三光印、八府印、日輪印、月珠印、七星印)、諸神勸請祝詞、唯一神道三種加持之大事(十宝印、八握印、三光印、神酒備大事)、神樂大事、春日宮祭文、奉道、三種大祓、身曾貴太祓、三元神道三妙加持経
6 荒神	8 25 荒神祭次第				状
6 荒神	8 72 荒神祭次第	(江戸カ)			縦
6 荒神	8 130 荒神祭文				折本
6 荒神	8 131 吉備大臣唐伝授口伝				折本 若杉444「祭文部類」「荒神祭文」と類似箇所あり
6 荒神	8 23 中臣祓祭文				状 祭文末呪歌「荒神ト我ハ謂テ私ウニハ今日ノ今ハ祭ラシ原ニ散リテン」
7 靈符	8 24 (太上鎮宅靈符神縁起)	(近世)			状
7 靈符	8 32 靈符祭				状
7 靈符	8 66 靈符神祭文 全(内題:鎮宅七十二通靈符祭文)	安永9乙亥年4月吉日	1781		縦
7 靈符	8 87 鎮宅靈符神毎日行法次第	大正13子年8月吉日	1924	大日本宅相方位鑑定師(大阪府)樋口藤太郎 縦	
7 靈符	8 142 身曾遺太祓	嘉永3年3月吉日	1850	陰陽生 吉川筑後辰政 卷子	
7 靈符	12 3 鎮宅靈符神降臨日				状

祭祀種別	現題	和暦	西暦	差出・作成	分類・特徴
7 霊符	8 122 鎮宅霊符祭文	文化10年秋	1813		折本
諸祭	12 29 宇賀祝詞写本	貞享5年7月8日 (原本弘安8年)		陰陽師 吉川若狭辰勝	卷子
諸祭	8 94 (八卦書)	(江戸カ)			豎
諸祭	8 29 大清祓之図				状
諸祭	8 127 土用祓				折本
諸祭	8 140 (諸神勸請祝詞他)	嘉永3年3月吉日	1850	※加茂生 吉川朝臣辰直	卷子
諸祭	8 148 彗星祭事	(江戸)	1730	南都陰陽師賀茂氏 藤村数馬易政	卷子
諸祭	8 123 中臣祓				折本
諸祭	8 150 大陰陽祭儀上言	寛政元年8月吉日	1789	陰陽生吉川若狭辰直	卷子
諸祭	12 2 土御門家作法秘伝				豎
諸祭	12 6 神祇服忌令写本	(享保)			折本
諸祭	13 10-6 安家太元水アケ之王垣之伝	天明7年中春吉日		陰陽師吉川若狭辰直	
諸祭	8 114 雪祓祭文(外題:御祓祭文) (裏面:明暦4年林鐘 裏面:返生男子之秘話) 吉祥)		1658	(吉河若狭)	折本
諸祭	8 119 愛宕山勝軍地藏権現秘法	寛文元年6月吉日	1661	吉河勘十良安賢	折本
諸祭	8 125 諸神道	延宝3年閏4月	1675	南都陰陽師小頭 吉川若狭賀茂辰徳	折本
諸祭	8 126 神道秘法	(延宝頃カ)	1681		折本
諸祭	7 7 禰七夜待次第	天明7年3月吉日	1787		状
諸祭	8 1 反閤作法	(原本寛永3年9月2日)	1626	(土御門泰重)	状

謹奉請 閻羅天子・五道大神・泰山府君下来就座／謹奉請 天官
地官 水官 下来就座／謹奉請司命 司禄 本命神 下来就座／謹
奉請開路將軍・土地靈祇・家親丈人下来就座／伏願諸神一々具官
各々就座 所献尚饗(再拜)……(〃は改行を示す)

という形式で泰山府君以下冥界の諸神を祀る。「祭文部類」(若杉家文
書四四四)所収の「泰山府君祭」と類似し、土御門家に伝来した祭文と
ほぼ同文である。「泰山府君祭」(八一四一)も、後半を欠くが、ほぼ
同文で同系統の祭文である。このタイプの泰山府君祭文については次章
の③で伝来過程について検討する。なお、土御門系の祭祀史料に残るよ
うな献物を列挙した都状はみられない。

もう一方の系統は、同じ「泰山府君祭」を表題に掲げながら、構成・
祭神名・文体いずれも大きく異なる。「泰山府君祭」(八一六二、八一
一四三 以下泰山府君祭B)は「祭祀供養望斗経」の内題を持つ。その
文面(八一六二、返り点は原文通り)は

「黄帝始受河圖得其五要乃設靈臺立占天之官以叙祭祀之
事」風后明于天道大常察乎地利命鬼與區占星間苞授規正
日月星辰之象命義和占日命尚儀占月命車區占風命大橈
一採五行之精一占斗綱所建始作甲子於是乎有神殺軀化之義
帝会群臣于泰山採首山之金銀銅鐵作貨幣立五方祀上帝于
泰山諸侯皆從泰山山下有湯沐之邑焉帝曰天地之間有氣化有
形化人之生雖以形相禪上固天地之精也五行範其體……

と泰山の謂れを説き起し、以降の本文では暦・五行、祭祀の始まりを
説く。そしてその後に「第一紫微宮 入戌初刻」をはじめ、「第二降婁
宮入戌五刻」「第三姬警宮入亥初刻」「第四玄枵宮入子初刻」「第五星紀
宮入丑初刻」「第六折木宮入寅初刻」「第七大火宮入卯初刻」「第八壽星
宮入辰初刻」「第九鶉尾宮入巳初刻」「第十鶉火宮入午初刻」「第十一鶉
首宮入未初刻」「第十二實沈宮入申初刻」「第十三大梁宮入酉初刻」

という十二次に紫微宮を加えた十三宮の星辰を一巡して祀る構成になっている。「祭祀供養望斗経」という名称からは、占術書「望斗経」との関連を想起しうるが、関連は不明である。⁹⁾

一般的な泰山府君祭文とは異なり道教系祭文の影響が考えられるが、この典拠となる史料は何か、現段階では見出せていない。

② 荒神祭

荒神の性格については諸説あるが、仏典の障礙神から地神・竈神として受容され、家祈祷でも祀られる神であるとされる。¹⁰⁾ 真言の荒神供や陰陽道の荒神祭だけでなく、修験・神祇祭祀、九州盲僧の竈祓、神楽などにも登場する。近世の奈良では、出産前の地祭（おそらく産所の設置のため）に僧侶が荒神供を行ったという事例もある。¹¹⁾ 吉川家文書の祭文・祭祀史料にも、荒神を祀る祭文は複数見られる。

吉川家文書のうち、表題に「荒神祭」を掲げるものは、「荒神祭次第」（八一二五）（八一七二）の二件であり、両史料の内容は類似する。いずれも宣命体の祝詞形式をとり、祭神も「大日本国中天神七代：大小神祇、御祖奥津彦・奥津姫」と続くが、表題にある「荒神」は見られない。また、「荒神祭文」（八一三〇）は「荒神供」「荒神講式」の各部から成り、修験道・真言宗の「荒神供」の影響を受けたものと思われる。¹²⁾

一方、表題を「吉備大臣唐伝授口伝」（八一三二）とする祭文には、「木火土金水」の「星荒神」各三十万億という特徴的な神名に続いて荒神として「潜尾命」という特徴的な名称の二六神と「九八五七二」の神々が現れる。

維日本國／吉備大臣唐傳授口伝

謹請木星荒神御前三十万億／謹請火星荒神御前三十万億／謹請金星荒神御前三十万億／謹請水星荒神御前三十万億／謹請土星荒神御前三十万億

謹請五方大小荒神 神謹請四維上下／大小荒神・謹請多婆天王・謹請那／行都佐神・謹請天潜尾命神・謹請天捨尾命神・謹請國潜尾命神・謹請地潜尾命神・謹請天別尾命／神・謹請國別尾命神・謹請地別／尾命神・謹請山潜尾命神・謹請木／潜尾命神・謹請草潜尾命神・謹請火潜尾命神・謹請水潜尾命神・謹請池潜尾命神・謹請河潜尾命／神・謹請海潜尾命神・謹請風潜／尾命神・謹請田潜尾命神・謹請／野潜尾命・謹請家潜尾命神・謹請國加和尾命神・謹請諸國殺尾／命神・謹請諸國破尾命神・謹請豊／潜尾命神・謹請國富尾命神・謹請天夜尾命神・謹請地夜尾命神・九万八千五百七十二神・眷属九億四／万三千四百九十九荒神皆来就座所／獻尚饗（再拜上酒 大麻口傳）／謹啓降臨大小荒神等今日（主人）各／致精誠儲種々礼奠：

祭神名で分類すれば、これも荒神を祀る荒神祭とみてよいだろう。また、傍線部は土御門家の「荒神祭文」（若杉家文書四四四「祭文部類」）と祭神・願趣、表現など共通部分が見られる。但し、吉備真備への仮託は、吉川家文書にみられる特徴である。

さらに一つ、荒神祭文の文脈で解すべき祭文がある。「中臣祓祭文」（八一三三）とされる祭文は、表題に「中臣祓」と掲げてはいるが、文脈は陰陽道祭文を踏襲する形式で、神道の祝詞で用いられる宣命体ではない。春日大明神・天照大神・天つ神・国つ神・八百万神に併せて陰陽道の神々を列挙する、怪異・災厄への祓となっている。一見荒神祭文の性格は薄いが、「今日以後厭魅呪詛之悪念鬼氣・靈氣之恨・兵火盜賊之怖ナク口舌諍論之悪事ヲ消滅シテ一切不祥一切凶害更ニ以テ所残不在祓給清メ用ス事ノ由」という文言、そして祭文末の呪歌「荒神ト我ハ謂テ払ウニハ今日ノ今ハ祭ラシ原ニ散リテン」は、土御門家の「荒神祭文」（若杉家文書「祭文部類」）と文言が共通し、祟りをなす家財や家の設備を祓うという陰陽道での荒神祭の要素が濃厚に見られる。

このように、吉川家文書には「荒神」に関わる神祇・真言・陰陽道という三種の祭祀文書が併存する。また、同一の表題でも、土御門系祭文とは形式・祭神などが異なる祭祀文書が存在する。これらは、南都で生成したか、もしくは土御門家とは別の情報源から形成されたと考えられる。つまり、在地での需要が高い祭祀であったといえよう。

③ 九将神祭

吉川家が伝える陰陽道祭祀史料には、土御門系の祭祀史料群には類例がない祭祀名のある。土御門家が伝えてきた陰陽道とは別の起源を持つのか、土御門家側には残存しなかったのかは判然としないが、いずれにしても近世においては独自の祭祀として存在したと考えられる。九将神祭がそれにあたる。

該当する祭文は四点伝来している。そのうち、年紀が最も古いものは「享保十年二月吉日 藤村数馬易政（花押）」と記す「九将神祭」A（八一四五）である。

祭神名として「秋曜日曜歳徳神 辰巳 福德 巽／火曜熒惑歳殺神 南午 禍害 離／金曜大白大將軍 酉西 絶命 兌／土曜鎮星歳破星 中央／水曜辰星歳刑神 北子 遊年 坎／木星歳星大歳神 東方天醫 震／秋曜月曜大陰神 戌亥遊魂 乾／土曜羅睺黄幡神 未申絶体 坤／土曜計都豹尾神 丑寅 生家 艮」という方位神と九曜に加えて八卦忌に易卦を組み合わせた九種の神名を列挙する。祭文本文部分は、「伏惟天地未剖陰陽不分渾沌如鷄子溟滓而含牙及其清陽者薄靡而爲天重濁者凝滯而爲地精妙之合搏易重濁之凝竭難故天先成而地後定」と「日本書紀」冒頭部の天地開闢を踏襲する書き出しから始まる。続いて、「天地之襲爲精陰陽陰陽之專精爲熱寒温冷四時」と四時・五行の生成を説き、九曜・方位神の成立を説く。ここで、冒頭の「九将神」の名が挙げられ、それぞれの配置が示される。そのあとで、「年号甲子何月何日甲子藤村

易政何某、捧幣帛以神祝之神祝備神供奉神樂歌舞之謝過罪ヲ神祇」と陰陽道祭文の定型文が続く。

いざなぎ流や花祭りの祭文などでは、盤古神話に基づいて世界の創建を語る例が見られるが、本史料では、「日本書紀」天地開闢神話がひかれていて、「日本書紀」天地開闢神話を含む類例としては、奥三河の「大土公神経」が発見されており、創世神話を含む祭文の一形態に位置づけられる¹³⁾。

「九将神祭」B（八一五二）は、「陰陽師生吉川丹後」（宝曆〜明和期の写本を残す吉川辰房）の筆である。構成は、忌部禊詞、三種太祓、中臣祓略詞、と神道形式の祝詞から始まり、神名として「木曜日曜星 歳徳神 辰巳／金水曜月曜星 大陰神 戌亥／木星 歳星 大歳神 卯／火曜熒惑星 歳殺神 午／土曜鎮星 歳破星 中央／金曜太白星 大將軍 酉／水曜 辰星 歳刮星 子／土曜羅睺星 黄幡神 未申／土曜計都星 豹尾神 丑寅」という方位神と九曜を結びつけた九種の神名を列挙するが、八卦の配当は省かれている。祭式次第は九字・三種太祓・大中臣祓・幣上げと続き、神道の祝詞同様の宣命体で「高天原に日曜日暉神月曜月光神」の九将神と「臨兵闘者」の六甲秘呪を讀み込み、「何某家内に来る邪氣」を祓い、「家内の夜守・昼守」という願趣を述べる。

同名の「九将神祭」C（八一七三）はAと同系統である。「陰陽師生吉川丹後」（吉川辰房）の筆で、宝曆九乙卯年閏七月吉日の日付を持つ。忌部禊詞、中臣祓、八平手から始まる構成は類似する。祭文部分のあと宣命体で「掛畏岐九将神等能広前仁」夫大日本国波神国也、神祇乃加被尔依テ国家乃安全乎得国家能尊敬尔依テ」と続いた後、幣帛を収め、六甲秘呪を行う。神名と祭文部分は共通する。さらに続けて「魂鎮之祭」と題し、垂加神道の影響下で流布された神宝説である天璽瑞宝十種神宝の記述が続く。



図1 吉川家文書(8-94)「八卦書」

土御門家側の祭祀史料のなかであえて類似する祭祀を探すと、八卦卦を祀る「八卦諸神祭」が在る。若杉家文書四五〇「天社神道行事」には「五座 撫物鏡、絶命 禍害 遊年 鬼吏 五墓、右当禁忌之方犯土造作之時祭之」と概略を記すが、土御門家周辺の史料に実施例や祭文は残っていない。また、「九曜祭」という名称の祭文は若杉家文書にもあるが、いわゆる九曜・星宿を列挙した星祭であり、九将神祭とは合致しない。

「九将神祭」祭文のなかには、前述の「祭祀供養望斗経」として望斗経系の「泰山府君祭」B祭文と同巻に写されているものもあり(八一・一六、八一八二、八一六二)、その場合「九将神祭」「鎮魂之祭」は一連の祭祀として系統づけられている。

こうした「九将神祭」を陰陽師はどのように用いたのか、その用法を推測する手がかりとなるのが「八卦書」(八一・九四)という史料である。家祈禱や出産・幼児の疱瘡・胞衣下しといった事例に対する呪法・呪符を列挙したもののだが、史料の所々に檀家の名前や月日などの書き込みがあり、吉川家の陰陽師たちが檀家での祭祀・呪法の実践に用いたと思われる。

そのなかには、廻旦先に配布する呪符札の体裁と配布先を書き込んだ箇所がある。例えば「恒」「井水清浄／除穢」の札には「七月七日水門町木戸源七郎様へ御符式枚遣ス也」「古川弥三郎殿へ七月六七日二遣ス札」との記入が見られる。【図1参照】「需」「電門鎮護／叶心」「電之前札」の札には「表書 九将神御鎮座」「是ハ極月二曆ト共二遣ス也」「正月守護所」「古川弥三郎殿・古川弥七郎殿・古川源四郎殿・古川大和殿此四人之衆へ極月二曆ト共二遣ス也」と、具体的な檀那名とそれぞれへの配付内容を記す。

ここから九将神祭を施した札を廻旦先で「電門鎮護」の神として祀っていたことが推測される。廻旦先で占い、卦を立て、その結果に応じて札を誂え家を鎮める。南都陰陽師が本領を発揮する場面であった。

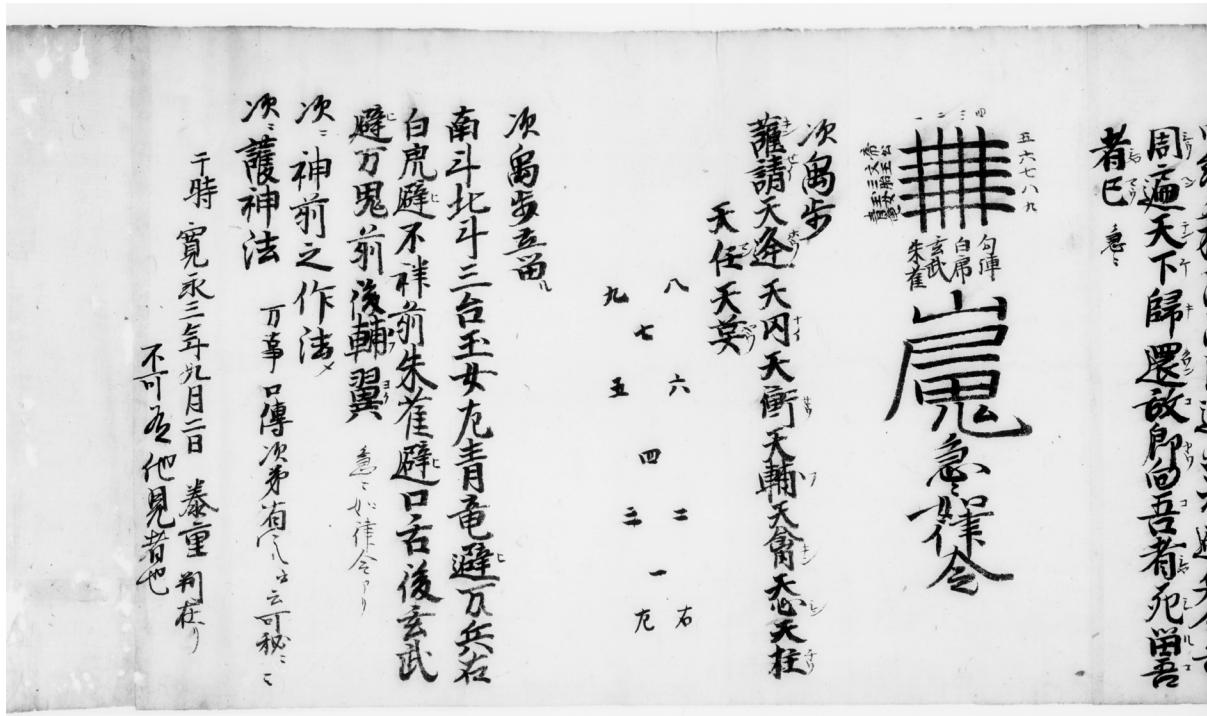


図2 吉川家文書(8-1)「反問作法」

その他、土御門系祭祀史料との差異が見られる史料を挙げる。

外題を「萬星祭事」(八一四八)とする巻子には、「彗星祭」「大旱祭」「地震祭」「山崩祭」「江水祭」「招魂祭」「天厄祭」「天空祭」といった諸祭の由来、次第が列挙されている。巻末に「南都陰陽師賀茂氏 藤村数馬易政」の記名のあとに「改 吉川氏」と記され、元は藤村家に伝わった史料であるとわかる。「招魂祭」を除くいずれの祭祀も、土御門家周辺の祭祀史料にはみられない名称である。また、「司天靈台」での祭祀とする注記もある。「司天」は語義通りの「天文博士」と解釈しうるが、該当する施設が南部に存在したとは考えにくい。観測を行う天文台を設けていた土御門家での祭祀とも考えにくく、評価の難しい史料である。

また、吉川家文書の「土公祭文」(八一〇八)は、五龍王祭文の一形態であり、神話や物語性を欠く土御門家の同名祭文(若杉家文書四四四「祭文部類」とは別系統で、他の陰陽道祭文とも異なる特徴をもつ。種々の神楽祭文との共通点、中世神話的系譜をもつ情報源から流れ込み、融合して形成された祭祀だといえるだろう。¹⁵⁾

② 「陰陽道」祭文・祭祀史料の伝来

本章では、土御門系史料との直接的関連を検出できる祭祀史料の事例をとりあげる。ここでも、前章で朝廷陰陽道の史料群としてあげた史料と対照する。該当する史料は以下の通りである。

① 「反問作法」(八一)

本史料【図2】は、冒頭に「土御門ノ作法也」と注記があり、前半部は、若杉家文書七三「小反問作法」(建長二年(一二五〇)六月二三日)の写しである。

反問は、天皇行幸や將軍代替り儀礼の身固めの際に行われる歩行作法

で、代表的な陰陽道の呪法である。本史料の書写年月日は後水尾天皇の二条城行幸が行われた寛永三年（一六二六）九月六日の四日前であった。

二条城行幸に先立って、將軍家光は天皇を迎えるため御所に参内したが、この時土御門泰重は將軍呢近衆の一人として供奉している。一方、天皇の立立に伴う反閤を踏んだのは幸徳井友景であった。¹⁶なお、行幸に伴う日時勘文も幸徳井友景が作成していた。つまり、天皇に奉仕する陰陽師としての職務は幸徳井友景に委ねられており、土御門泰重は、將軍呢近衆公卿としての立場を優先していたといえる。旧例では「反閤」と「小反閤」の二種の作法があったというが、この段階では「小反閤」へと簡略化された形態であった。泰重は、友景に家伝の呪法を伝えていた。泰重は曆道を放棄し、幸徳井友景に職を譲った事が伝えられている。幸徳井家は近世初期の朝儀復興に伴って朝廷に出仕し、六位地下官人の地位にありながら、時に土御門家と陰陽頭を争うことがあった。しかしこの段階では、朝廷の陰陽道儀礼についても、土御門家は幸徳井家と共存を図っていたようである。

こうした経緯を考えると、現在吉川家文書に残る「小反閤作法」は、土御門家家伝の伝授を受けた幸徳井友景が写本を作成し、後年南都陰陽師である吉川家に渡ったと考えられる。「小反閤作法」（若杉家文書七三）と比べると後半に当たる部分は省略され、「神前之作法」「護神法」の見出しの下部に「万事口伝次第省之云々可秘」との書き込みがある。省略された後半部が「口伝」箇所にあたりと推測される。末尾には「寛永三年（一六二六）九月二日 泰重判在 不可有他見者也」と記す。土御門泰重が家伝の「小反閤作法」の一部を写して授与した伝書を、後年さらに書写した孫写本と考えられる。

幸徳井友景は賀茂家の傍流ながら、一五世紀以降興福寺寺辺に在住し、興福寺の他、多武峰など南都諸寺の行事に関わって地域の陰陽師として基盤を形成していた。また、南都陰陽師への影響力を持っていたと推測

される。本史料は幸徳井家を介した伝播の例である。

② 「宅鎮祭用物」（八―一三五）

貞享元年（一六八四）四月吉祥日の日付をもつ本史料【図3】は、貞享元年三月一日「宅鎮祭用物」【図4】（宮内庁書陵部土御門家文書九五）の藤村主計吉政による写で、冒頭に供物と二座の祭場図が描かれており、祭文部分に続く。末尾には「右之地鎮之御作法、相續ノ一子タリと云とも伝文仕問敷と申 以神文指上ケ陰陽家ノ末代迄ノ宝物也」「土御門兵部少輔様実伝之御作法也」と符の書き方についての注釈・補筆と、藤村主計吉政の署名・花押がみられる。ここから、南都陰陽師の一人藤村吉政が、「神文」（誓詞）を交わして土御門家からの作法伝授を受け、得たものであるとわかる。

貞享元年といえ、土御門家が陰陽道本所としての地位を確立した時期である。寛文期以来南都陰陽師の支配をめぐって土御門・幸徳井の争論が続いていたが、天和二年（一六八二）の幸徳井友傳死去ののち、天和三年、土御門泰福が陰陽頭に就任した。その翌年にあたる。この段階での土御門家から南都陰陽師への伝授は、支配の本格化を示すものといえる。藤村家は、陰陽町に居住した陰陽師の一家であったが、明治二年に当時の当主数馬が借財のため出奔し、「檀家中諸帳面」を担保として借財整理を行ったため、関連史料が曆師惣代であった吉川家の元に移った¹⁸（七・八〇）。このような藤村から吉川への伝来は複数例認められる。本史料の「陰陽家ノ末代迄ノ宝物」との文言からは、この史料が陰陽師集団内で他者との差異をもたらす価値を持って伝えられたことが分かる。

なお、本史料の、図などを除いた祭文部分は、土御門家の「地鎮祭文」（若杉家文書四四四「祭文部類」）と、祭神名・願趣・呪文部分が概ね一致する。吉川家文書中にも祭文部分のみを写した史料は複数残存する。

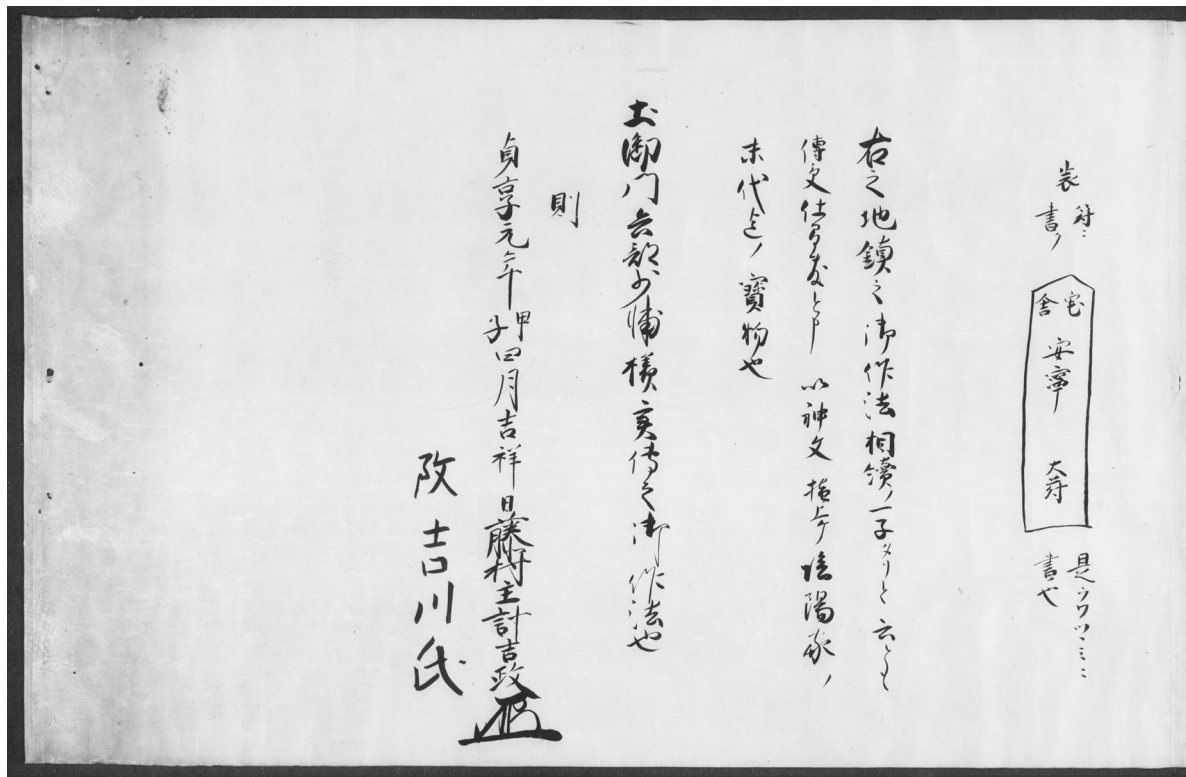


図3 吉川家文書(8-135)「宅鎮祭用物」

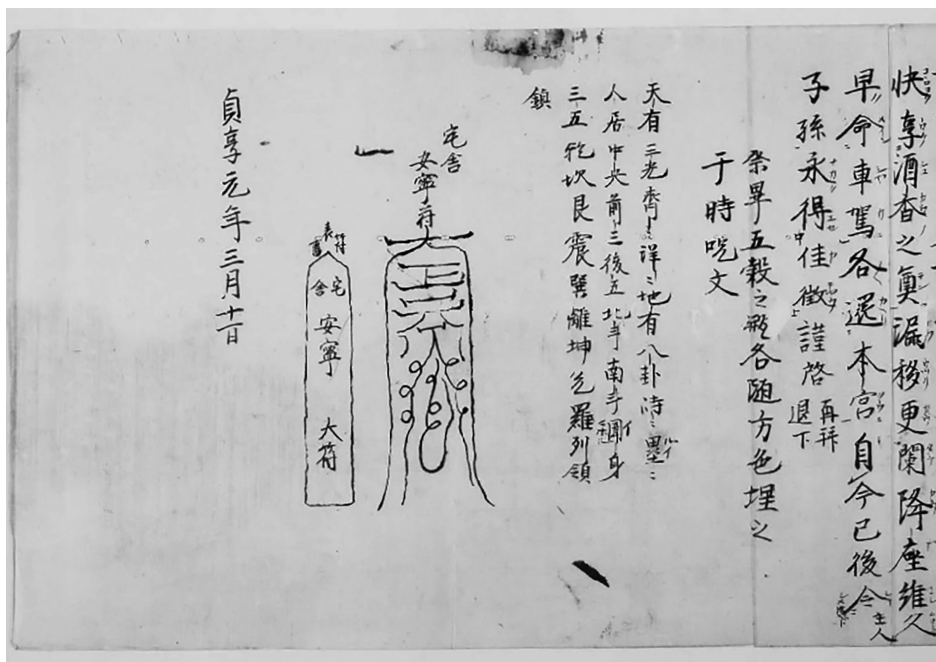


図4 宮内庁書陵部土御門家文書95「宅鎮祭用物」

「地鎮安宅祭文」(八一三)¹⁹、「宅鎮祭」(八一五二)、「地鎮祭文」など、表題は異なり、省略されている箇所も異なるが、祭神・願趣・呪文といった箇所が同一表現をとる。これら地鎮・宅鎮の祭はひとつの類型にまとめられることも出来るだろう。「地鎮祭文」(八一二四)は、祭文部分に省略が目立つが、呪符図・「三元神道三妙加持」鎮宅七十二道靈符祭文、「中臣祓祭文」を追加する。「地鎮案宅祭文」(八一四九)は「尸祝」^祝「雪祓祭文」「三科祓」「忌部禊詞」さらに「地鎮安宅祭文」から成る。様々な冊子への転写は、高い頻度で檀家での祭祀に用いられた可能性を示すといえる。地鎮・宅鎮祭については、土御門系のそれと類似する祭祀が伝えられ、実行されていたと思われる²⁰。

③ 「泰山府君祭祭文」(八一五九)

文中に祭祀の催行年を建暦三年(一一二二)と記すが、史料の年紀は、「永享三年(一四三一) 右筆 友重二一歳」「以家本令書写」²¹とある。友重は幸徳井友重を指し、年齢も概ね年代と合致する。さらに末尾に「宝暦一二年(一七六二) 八月吉日 吉川丹後」と、吉川丹後が改めて書写したことも記される【図5】。

本史料は、土御門家に伝わった「泰山府君祭文」(若杉家文書「祭文部類」とほぼ同文である。「祭文部類」は、主に一六世紀に土御門家が催行した一四種の陰陽道祭文集(土御門有春伝本、文中年代は永禄一〇年(一五六七)二月吉日、天正一一年(一五八三)八月頃土御門久脩書写か)であるが、吉川本では若杉本での欠落文字が残存し、より原本に近いようである。吉川本は幸徳井家に伝わっていた伝本からの写しであり、それが「祭文部類」との共通の祖本と考えられる。

写本年代の宝暦一二年は、宝暦改暦後の暦制の変化により幸徳井家が困窮していた時期に重なる。そうした状況が本史料の書写と関連していた可能性もある²²。

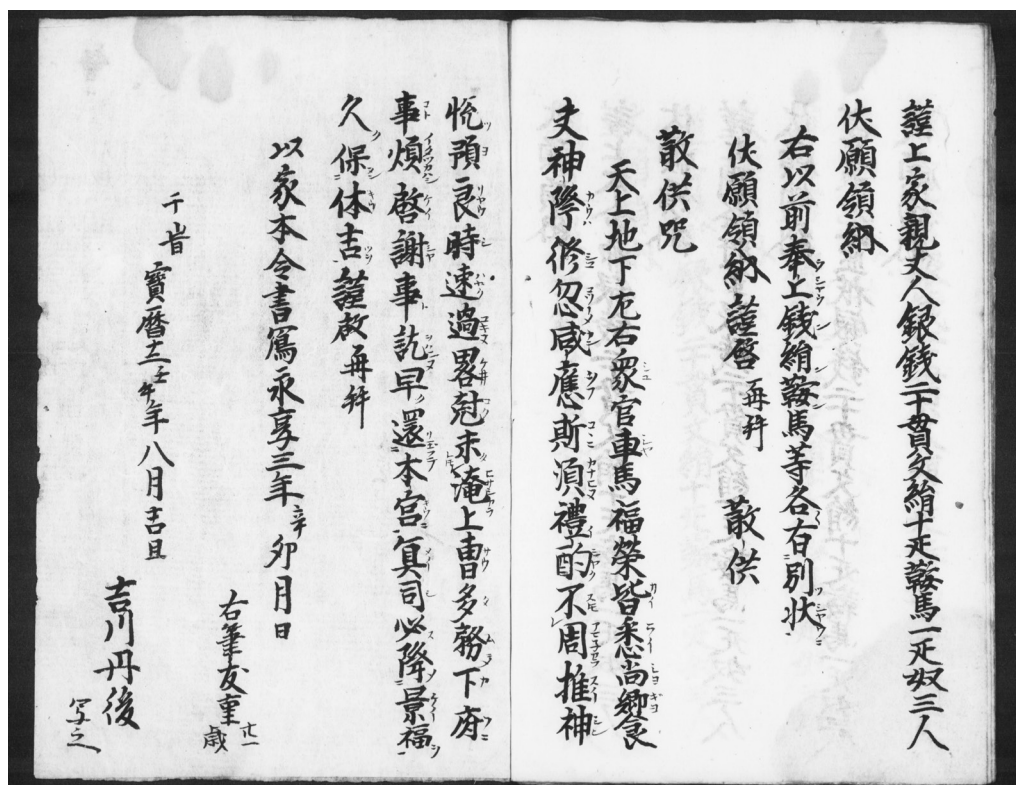


図5 吉川家文書(8-59)「泰山府君祭祭文」

ここまで挙げてきた例は、幸徳井家もしくは南都陰陽師の他の家を經由した土御門家写本が、吉川家に流入したと考えられるものであった。

④「天曹地府祭次第」(八一八四)

一方、吉川家の陰陽師が直接土御門家から伝えられた事が明らかな写本もある。

「天曹地府祭次第」(八一八四)は、延享三年(一七四六)四月に催行された徳川家重將軍宣下に伴う天曹地府祭の次第書上である。吉川辰察、中川重儀、岩清房(具官)、小野恒信(具官)、小田常直、藤木雄親、小堀恒春の役割が記されている。

「天曹地府祭次第」(八一七四)は、安永一〇年(一七八二)正月二九日の写で「陰陽師 吉川若狭辰直」との署名がある。これは、土御門家「天曹地府祭次第」(若杉家文書五二七 安永一〇年正月)と、内容・形式ともにほぼ一致する。南都陰陽師の吉川辰直が光格天皇即位の天曹地府祭に具官として参任した機会に筆写されたと思われる史料である。或いは、祭祀にあたって参任者が準備・打ち合わせのため各自書き写したのものかもしれない。若杉本には土御門泰邦を筆頭に祭祀参加者の人名が列挙されており、南都からの参仕者として「藤木門二雄信 二五才、同 山村重二安俊 二九才、同吉川若狭辰直(トキタ、)二五才」の三名が記されている。同日の祭場を图示した「天曹地府祭之図」(八一七)安永一〇年正月吉日「吉川若狭辰直」も、祭儀に参加し、実見した状況を图示したものと思われる。

天曹地府祭は、天皇・將軍の代替わりに行われ、近世土御門家において最上位の祭祀とされた。それゆえ、近世の本所土御門家とその配下組織において、祭祀への参加は権威的な意味を持った。

他にも、土御門家や安倍家の伝を標榜する史料に「安家太元水アケ之王垣之伝」(一三一〇一六)の呪符図や「土御門家作法秘伝」(二二一一二)

に記載される「供物加持」・「祝詞」・「天社祈禱札」・「神供」がある。しかしこれらの史料については、現段階で土御門家に対応する史料を見いだせていない。

結語

以上、朝廷周辺の陰陽道祭史料と比較しつつ、近世における奈良地域の陰陽道祭祀について分析を試みた。吉川家文書に残る陰陽道祭祀と土御門系陰陽道祭祀との関係については、それが土御門家からの受容にとどまらず、南都陰陽師の主體的な取捨選択による改変・読み替えが行われた経緯を明らかにした。そこで浮かび上がったのは、荒神祭文にみられる密教・神祇系および中世神話の神楽・祭文の影響であり、さらには偽経・道教教典を源泉とする多領域からの知識導入である。しかしそれはたんなる雑多な受容ではなく、九将神祭に見られるように陰陽五行説・易を原理とする体系の元に統合されていた。そうした意味で、土御門家から伝授された祭文が南都陰陽師の祭祀体系にあてた影響は限定的であつたと考えられる。これは、書籍の伝播という観点から本所土御門家による影響の限定的側面を指摘した見解と合致する²³⁾。

たとえば土御門系の祭祀とは名称が異なる祭祀、及び名称が土御門系と同じでありながらも、祭神・祭祀文言などが異なる陰陽道祭も複数存在した。陰陽道祭祀には地域による差異が見られたということになる。一方、土御門系と同一もしくは類似する祭祀文書による陰陽道祭もあり、そのなかには、土御門家から伝えられた経緯が判明する史料も存在した。土御門家から伝わった祭祀文書は、朝廷祭祀への参加を契機としてもたらされ、陰陽師集団内で正統性を主張する効力をもった。また、幸徳井家を經由した祭祀史料も見られた。そうした史料の中には、幕末期に藤村氏から伝来した史料もあり、南都の陰陽師集団内部での知識の

継承を跡づけることができた。南部陰陽師に伝えられた中世以前の祭祀を伝承し、近世陰陽道の祭祀として再構成する営みに、吉川家も関わっていたのである。

今後の課題として、修験道・神道との関係が挙げられる。文化五年（一八〇八）には、吉川辰直は山城国相楽郡市ノ坂社（幣羅坂神社）に、春日大明神を勧請するための祝詞をあげ、神職としての活動も行っていた。これに吉川家の支配を回避するという意図をみる指摘もある²⁴。ただし、神道書の集書も進めていたことから、神道への関心は表層的なものではないだろう。

実際、祭祀史料にも陰陽道祭文とみるか神道祭祀とみるか、峻別困難なものが多い。本稿では、祭神や祭文の形式を基準に「陰陽道祭祀」という枠組みを設定したが、「中臣祓」という表題で春日大明神・天照大神とともに陰陽道の神々を祀る祭文や、「日本書紀」冒頭部を読み込んだ「九将神祭」など、神祇信仰に基づくものが目立つ。ここで想起されるのが「泰山府君祭作法²⁵」という春日社の社例として伝わった泰山府君の次第である。春日社にも鳥居作法から始まる神祇祭祀としての泰山府君祭が存在した。幸徳井家が中世興福寺の寺辺社会の一員であったこと、また地理的条件から考えても、南都陰陽師がこれに関与し、その影響を受けていた可能性は高い。勿論、近世の土御門家も垂加神道と関わりは深く、橘家神道を受容したが、吉川家文書では、在地での伝播による実践的な要素が見られる。

このように、南都陰陽師が様々な情報源から呪術的实践につながる情報源を集積し、応用していた姿が浮かび上がってきた。本稿では陰陽道祭祀を対象としたが、多元的な知識の吸収と集積の実像が、より端的に表れるのは、日常的な呪法知識の局面である。とくに日常的な呪法を蓄積したと思われる「八卦書」（八・九四）には、出産・治病という課題に対する呪法が多く記されている。

たとえば、「胚胎祭之事」と題する箇所には、「医心方」（卷二三）²⁶産科治療・儀礼篇にも載る「体玄子借地法」という呪法が記され、さらにこの呪法が、伊勢・熊野の神や「ゆふのさね一ツ二ツにわりてかたいはうにかたかなにてイの字書かたはうにセノ字書く」という瓜を割る民俗的な作法と一連の儀式として記されている。この時、符には「伊勢両大神宮 熊野三所権現」「体玄子 借地祭」と記す。「安産歌」「伊勢の伊勢人の生るゝ水上ハこれミなまろが力なりけり」について「右ハ難産之節是を御神符ニして用ゆ忽安産スル也、勢一此ノ字ヲ哥ニよめり 甚妙也」と言及し、呪歌として用いたことを記す。とくに安産に関する呪法は多彩で、陰陽道をはじめとする様々な情報源から、檀家の要望に応える形で咀嚼し、民俗に着地させる試みをたどることができる²⁷。

今後、これらを手がかりに、より網羅的な解説・分析を進めることになるだろう。

*本報告は、二〇一八～二〇二〇国立歴史民俗博物館共同研究「奈良暦師吉川家文書を中心とする暦・陰陽道研究の史料基盤形成」および、二〇二一～二〇二三年度科学研究費基盤研究（C）21K00858「古代～近代陰陽道史料群の歴史の変遷と相互関係の解明」の成果である。また、二〇一九年日本宗教学会第七八回学術大会（帝京科学大学）パネル「陰陽道祭祀の形成と展開―奈良暦師吉川家文書を中心に―」での報告に基づく。

註

- (1) 山下克明『平安時代の宗教文化と陰陽道』(岩田書院、一九九六年)同『平安時代陰陽道史研究』(思文閣出版、二〇一五年)・高田義人「泰山府君都状の古文書学的考察―鎌倉初期までの残存例を中心に」(『古文書研究』八五、二〇一八年)
- (2) 赤澤春彦『鎌倉期官人陰陽師の研究』(吉川弘文館、二〇一〇年)・太田まり子「百怪祭―陰陽道祭祀から見た中世における怪異意識の変容」(『新陰陽道叢書』第三卷、中世)名著出版、二〇二二年)・木村純子「室町時代の陰陽道と寺院社会」(勉誠出版、二〇二二年)
- (3) 遠藤克己『近世陰陽道の研究』(未来社、一九八五年)のち(新訂増補版)新人物往来社、一九九四年)
- (4) 小田真裕「幕末奈良陰陽師の活動」(『国文学解釈と鑑賞』七二・一〇、二〇〇七年a)・同「南都曆師・陰陽師の読書―吉川家文書を素材に―」(『平成二六』一八年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書、呪術・呪法の系譜と実践に関する総合的調査研究、二〇〇七年b)。陰陽師・曆師としての吉川家に関する研究としては、吉田栄治郎「近世大和の陰陽師と奈良曆」(『陰陽道叢書』第三卷、近世)名著出版、一九九二年)・木場明志「近世南都陰陽師の活動」(『印度學佛教學研究』三一巻二号、一九八三年)。
- (5) 梅田千尋「曆占書」の出版と流通」(『シリーズ本の文化史四 出版と流通』平凡社、二〇一六年)
- (6) 国立歴史民俗博物館所蔵奈良曆師吉川家文書目録「八 陰陽道祭文等」、同追加史料「二二 陰陽道祭文等」の項目を中心に抽出、内容を検討のうえ一五四点を対象とした。
- (7) 梅田千尋「陰陽道祭文の位置―『祭文部類』を中心に―」(『神楽と祭文の中世―変容する信仰のかたち』思文閣出版、二〇一六年)
- (8) 向村九音「創られた由緒―近世大和国諸社と在地神道家」(勉誠出版、二〇二二年)
- (9) 「望斗経」は国立国会図書館マイクロフィルム二〇五・一五「格致叢書」所収第七八冊「新刻望斗経」(明)歐陽友山撰・歐陽忠註
- (10) 黒田迪子「荒神―障礙神から龍神へ」(『東アジア文化研究』第二号、二〇一七年)
- (11) 横田冬彦「近世前期の産出―大和国無足人山本平左衛門日記を素材に―」(『史料』一〇三巻二号、二〇二〇年)
- (12) 室田辰雄「『文肝抄』所収荒神祓についての一考察」(『佛教大學大学院紀要』三五、二〇〇七年)
- (13) 斎藤英喜「大土公神祭文考」(『神楽と祭文の中世』思文閣出版、二〇一六年)
- (14) 石野浩司(聖咒)「密教と神道の関係(続三)三種の神器から十種神宝への展開―虚構と創作の中世神道「神宝図」の世界を読む」『密教学』五六、二〇二〇年)
- (15) 松山由布子「近世陰陽師の祭祀と祭文―奈良曆師吉川家文書の地鎮祭の祭文中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二四〇、二〇一三年)
- (16) 「泰重卿記」第三(『統群書類従完成会、二〇〇四年)寛永三年九月六日「六日、各染装束束帯、各禁中伺公也、今日必然也、第一供奉外衆老若十七八人先へ伺公、長柄輿也、其以後中宮御方行啓、次女院御所御幸、中宮与女院御所御間姫宮渡御、是供奉衆各別、御三所共供奉人数有之也、其以後二条へ渡御畢、將軍(徳川家光)為御迎参内、其時昵近之衆兩伝奏・中宮亮・舟橋・山科・六条・予十二人許供奉也、大樹鬼間ヨリ常御所へ御参候、三献、其以後退出也、禁庭諸役人出御催、縦横往来也、次将立列之以後、幸徳井友景反問有之也、其以後鳳輦ヲ紫宸殿貳二相寄、大宋風屏引廻、鳳輦移御、次将弁手ヲカク、其以後四府駕輿丁取伝出御也、花やかなる行幸、貴賤成群」
- (17) 「靈元天皇実録」寛永三年(一六二六)九月六日「平田職忠職在日記」(ゆまに書房、二〇〇八年)「天皇出御南殿、劍璽役(内侍司也)、持御劔、典侍候御前持璽篋、掌侍候御後立也、御帳前御時候左也、次近衛引陣、次陰陽師(頭賀茂友景)奉仕反問、(旧例給禄出納役之、禁令被略之、又古者有反問有小反問、今所被行者小反問乎如何)」
- (18) 前掲(4)小田論文b
- (19) 巻記「于時宝曆十二壬午年三月吉祥日 陰陽生吉川丹後辰房」
- (20) 前掲(15)松山論文については、本稿と重複する箇所も多く見られ、とくに「宅鎮祭用物」について詳細に論じるが、本稿投稿後に発表されたため、論旨に反映できなかった。
- (21) 前掲(2)木村論文、六〇四頁、長享三年(一四八九)三月二十五日付「大乘院尋尊書状」に「南都陰陽師幸徳井」「従三位友重」は、「正三位事所望申入候、当年七十九歳に罷成候」とあり年齢が合致する。
- (22) 梅田千尋「彦根藩平石家文書の幸徳井家関係書簡―宝曆期曆学者の動向をめぐって」(『史窓』七八号、二〇二二年)
- (23) 前掲(5)
- (24) 前掲(4)小田論文a
- (25) 宮内庁書陵部 図書寮二一七・一二一藤波本 内題「神祇灌頂泰山府君祭作法」(元和九年(一六三三)二月三日神龍院梵舞写)
- (26) 「医心方」京都大学貴重資料デジタルアーカイブ RB00013365

(27) 「安産歌」は「女重宝記」にも載り、よく知られた。その他「書状（諸祓之秘伝書）」（八・一三七）元和七年（一六二一）三月吉日に、暮目鳴弦の呪法が載る。これは岩崎半兵衛尉久重の所伝とされ「さん所之時」「はなし物之時」「ませうのとき」「きつねのとき」「しりやう之時」などの呪文、回数、祓の方法を記した。他にも、吉川家文書には「平産之符」（八・二二六）など病氣・出産に関わる呪法に用いた史料が多く伝わる。

（京都女子大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）
（二〇二三年二月二一日受付、二〇二三年八月三〇日審査終了）

Historical Materials on Onmyōdō Rituals in the Nara Koyomishi Yoshikawa Family Documents

UMEDA Chihiro

Despite advancements in early modern studies of *onmyōji* and Onmyōdō organizations, research into Onmyōdō practice is lacking. The focus of ritual research has primarily been on the late Heian period (794–1185), considered Onmyōdō's peak. Middle ages and beyond studies typically discuss the imperial court and shogunate rituals, or their joint prayers during the Muromachi period (1336–1573), barely examining regional *onmyōji* ritual materials. This study aims to illuminate early modern Nara region's Onmyōdō rituals, using materials from the Nara Koyomishi Yoshikawa Family Documents, housed at the National Museum of Japanese History.

The Yoshikawa Family Documents preserve not only historical records of the Nanto calendar's distribution but also day-to-day activities and rituals of *onmyōji*. The ritual materials, which include ritual texts, ritual procedures, and talismans, cover a wide range of deities and prayer content and were probably actually used in the early modern Nara area. This study categorizes these materials by ritual type and compares them to imperial court-adjacent ritual forms (Tsuchimikado house). There are rituals in these documents, some of which are clearly of Tsuchimikado family origin, that mirror or resemble those ritual forms. These documents proved involvement in imperial court rituals and helped assert authority and legitimacy within *onmyōji* groups.

On the other hand, numerous ritual documents indicate not mere adoption from the Tsuchimikado house but active selection and modification by Nanto *onmyōji*. This includes kagura and ritual texts imbued with medieval mythology, ones influenced by apocryphal scriptures and Taoist texts, and ones on rituals like the *kyūshōshinsai* (honring nine Onmyōdō deities), which, though based on the Onmyōdō five elements theory (*gogyōsetsu*) and I Ching, possess unique aspects. Hence, the Tsuchimikado-origin rituals' influence on the Nanto *onmyōji* ritual system remained restricted. Also, unique rituals different in name, deities, and phrasing from Tsuchimikado rituals highlight regional differences in Onmyōdō practices.

Key words: Onmyōdō, ritual texts, Onmyōdō ritual, Yoshikawa Family Documents, Nara